

# 八代市総合計画策定基本方針(案)

## 1. 名称

八代市総合計画とする。

## 2. 目標年度

平成 29 年度を目標年次とし、20 年度から 29 年度までの 10 年計画とする。

## 3. 計画の構成

### (1) 基本構想

総合計画の意義

構成と目標年次

まちのあゆみと地域の特性

まちづくりの基本目標

- ・基本理念
- ・将来像
- ・将来指標
- ・土地利用と都市構造

施策の大綱

構想実現に向けての取組み

参考資料

- ・まちづくり地域別ワークショップの状況
- ・市民意識調査
- ・一般市民から公募した考え方
- ・策定審議会への諮問及び答申等

( 2 ) 基本計画

前期計画を 20 年度から 24 年度、後期計画を 25 年度から 29 年度とする。

基本計画が目指すもの

構成と目標年次

施策大綱ごとの計画

- ・基本目標
- ・施策の体系
- ・施 策

住民参加のまちづくり

主要事業

4 . 策定組織

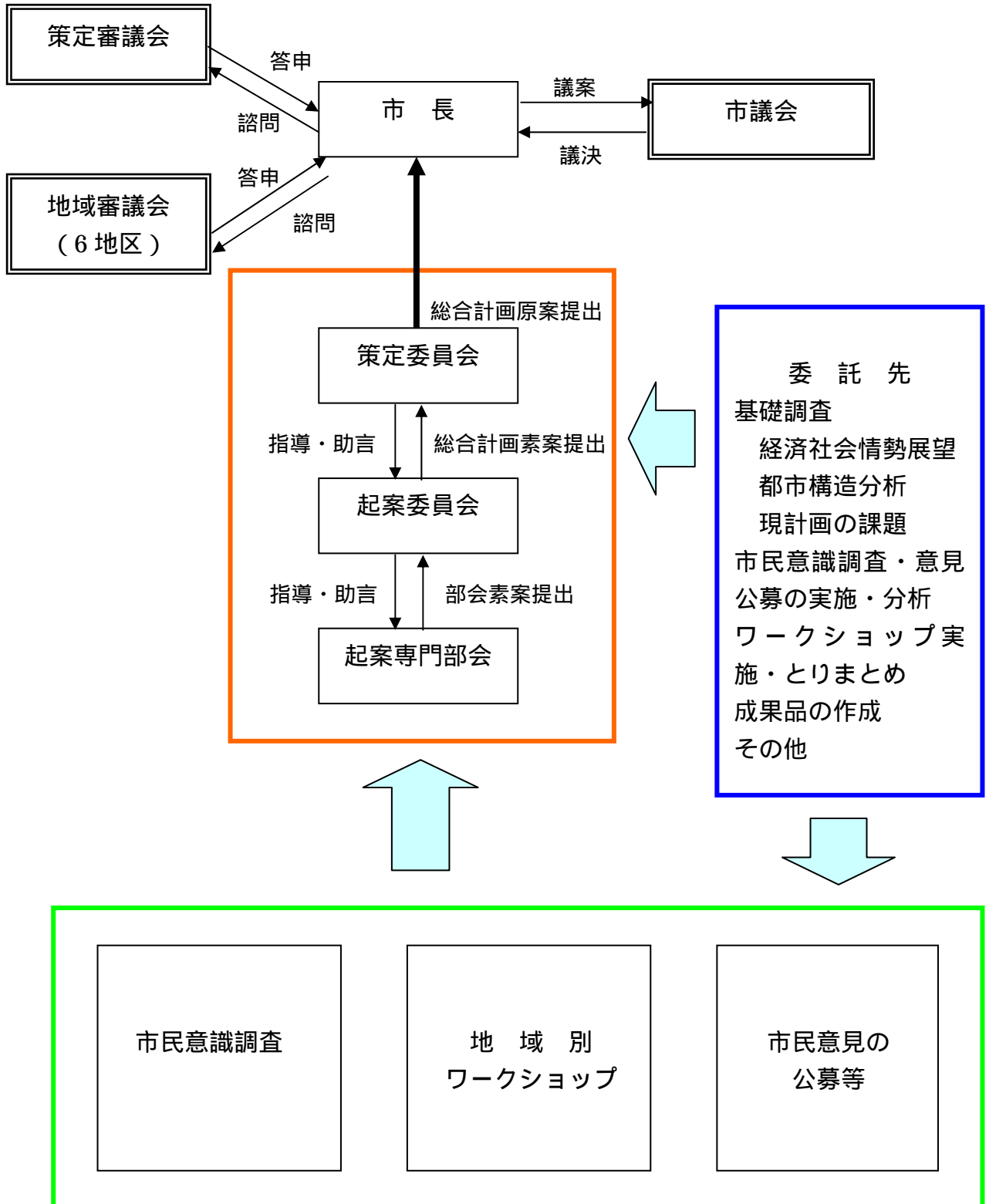
( 1 ) 組織の構図

別紙「策定組織の構図」のとおり

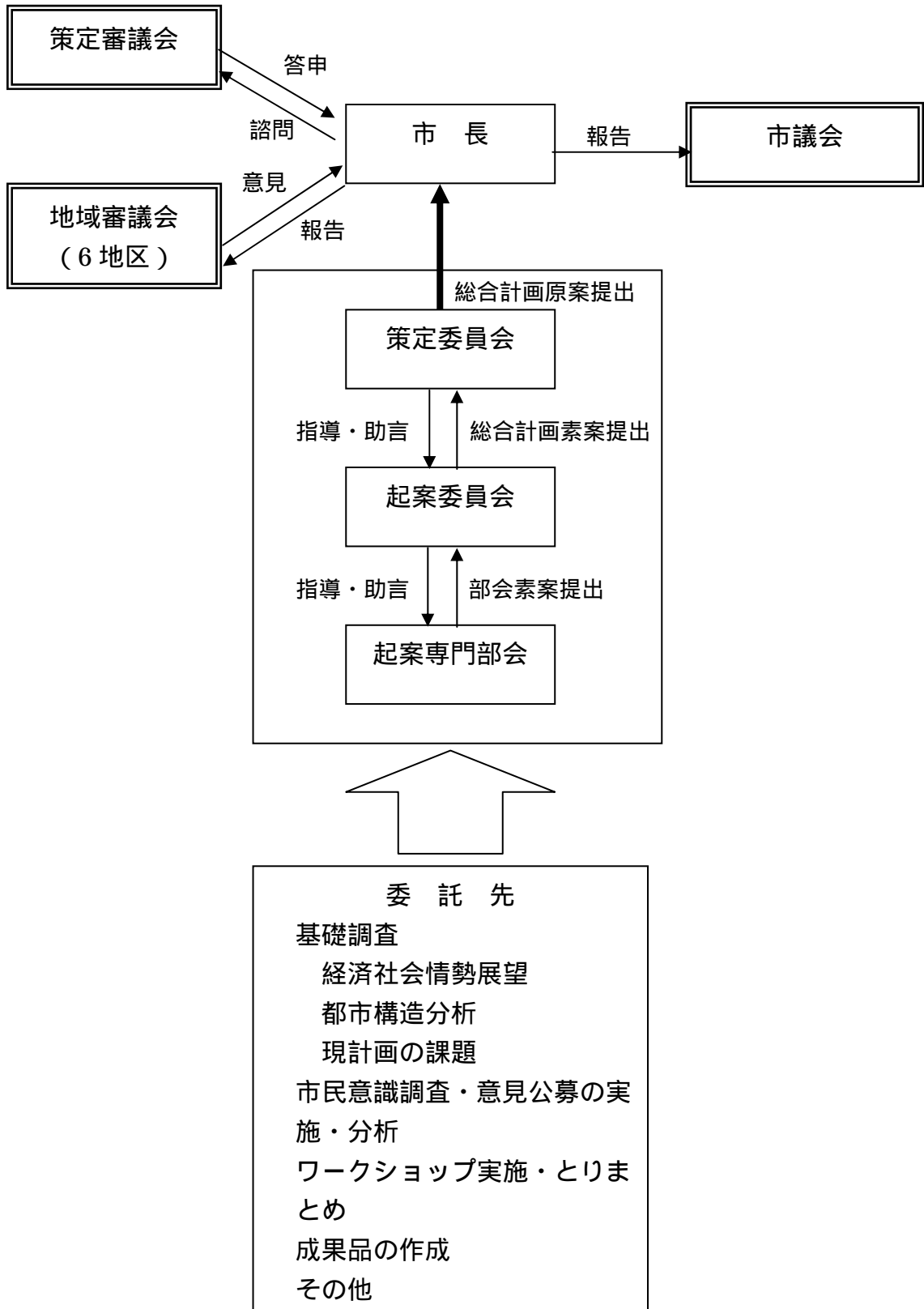
( 2 ) 組織の役割

別紙「策定組織の役割」のとおり

## 基本構想策定組織の構図



## 基本計画策定組織の構図



## 策定組織の役割

### (1) 総合計画策定審議会

#### 目的

総合計画（基本構想及び基本計画）原案について市長の諮問に応じて審議し、答申する。

条例により設置された組織である。

#### 構成

学識経験者、市民団体代表者、アドバイザーとして関係機関(国、県他)

### (2) 地域審議会

#### 目的

当該区域に係る総合計画（基本構想）原案について市長の諮問に応じて審議し、答申する。

当該区域に係る総合計画（基本計画）原案について市長から報告を受け意見することができる。

合併特例法により設置された組織である。

#### 構成

設置区域に住所を有する住民自治代表等から市長が任命した者

### (3) 総合計画策定委員会

#### 目的

総合計画策定基本方針を参考に素案策定の方向性を定め、起案委員会を指導・助言する。

起案委員会で作成された総合計画素案を総合的に検討して、総合計画原案を策定し、市長へ提出する。

#### 構成

担当副市長(委員長)、副市長、収入役、教育長、各部長、各支所長

### (4) 総合計画起案委員会

#### 目的

策定委員会の定めた方向性に従い起案専門部会を指導・助言する。

専門部会毎に作成された素案を総合的に調整し、及び検討を加え、総合計画素案を策定する。

所属部課かいにおいて総合計画の対象となる事務事業について、企画、調査及び必要な資料の収集を行い、当該部課かいに係る計画案を作成する。

#### 構成

本庁に属する関係各課かい長及び各支所の総務課長

(5) 総合計画起案専門部会

目 的

起案委員会委員のもとで各部課がいごとに作成された計画案を、各部会ごとに分類整理して検討を加え、当該部会ごとの素案を作成する。

構 成

策定委員会が指名した者

(6) 市民意識調査

目 的

市民と行政が一体となったまちづくりを進めるため、市民ニーズを的確に把握し総合計画策定の資料とする。

設問項目

生活環境、要望施策、消費動向、余暇・レジャー、コミュニティ、八代市の将来像、住民の参加意識、居留意識等

調査の方法

2,500名～3,000名を無作為に抽出し、郵送によりアンケート調査票を配布。(対象者数検討中)

校区(地区)別、年齢層別、性別等、分野別等に抽出し郵送によりアンケート調査表を配布。(個別インタビュー等実施検討中)

(7) 地域別ワークショップ

目 的

新市建設計画が掲げる「人と地域が主役のまち」や基本構想における「住民自治によるまちづくりの推進」を実現する取組みとして、地域別ワークショップを設置する。

方 法

地域別ワークショップ

6地域×3回 開催予定 旧八代市については開催方法等を検討する。

(8) 市民意見の公募

目 的

市民と行政が一体となったまちづくりを進めるため、総合計画に関する民意の反映のため、広報広聴活動を実施する。

方 法

ホームページ・広報誌等による情報の発信・意見の収集

## 八代市総合計画策定審議会設置条例

平成17年8月1日

条例第9号

(設置)

第1条 八代市に八代市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、八代市総合計画策定に関する事項について市長の諮問に応じて審議し、及び答申するほか、自ら市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱した委員25人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問事項の審議が終了したときまでとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議の招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

## 八代市総合計画の策定に関する規程

平成17年8月1日

訓 令 第 4 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、八代市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合計画)

第2条 この訓令において「総合計画」とは、市政の総合的な計画をいい、次に掲げる基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

- (1) 基本構想 本市の将来の振興発展を展望し、これに立脚した市政運営の施策の大綱を明らかにしたもので、基本計画及び実施計画の基礎となるもの
- (2) 基本計画 基本構想に掲げた施策の大綱を具体化し、その目標達成のために必要な基本的施策を明らかにしたもので、実施計画の基礎となるもの
- (3) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について作成する計画

(委員会等)

第3条 総合計画を策定するため、次の委員会及び部会を置く。

- (1) 総合計画策定委員会
- (2) 総合計画起案委員会
- (3) 総合計画起案専門部会

2 各委員会及び部会の委員は、市及び市以外の関係機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)の委員長、及び副委員長は、助役をもって充てる。

4 総合計画起案委員会(以下「起案委員会」という。)の委員長は、企画振興部企画調整課長をもって充てる。

5 総合計画起案専門部会(以下「専門部会」という。)の各部会の長は、各部会の委員の互選による。

6 各委員会及び各部会の長は、必要の都度それぞれの委員会及び部会を招集する。

(策定委員会)

第4条 策定委員会は、起案委員会で作成された総合計画素案を総合的に検討して、総合計画原案を策定し、市長へ提出する。



## 八代市総合計画の策定に関する規程

- 2 策定委員会は、素案策定の方向性を定め、起案委員会に対し指導・助言することができる。

(起案委員会)

第5条 起案委員会は、専門部会ごとに作成された素案を総合的に調整し、及び検討を加え、総合計画素案を作成し、策定委員会へ提出する。

- 2 起案委員会は、策定委員会の定めた方向性に従い、起案専門部会に対し指導・助言することができる。

- 3 起案委員会委員は、前項に定めるほか、当該委員の所属する部課かいに係る総合計画の対象となるべき事務事業について、企画、調査及び必要な資料の収集を行い、当該部課かいに係る計画案を作成する。

(専門部会)

第6条 専門部会は、起案委員会委員のもとで各部課かいごとに作成された計画案を、各部会ごとに分類整理して検討を加え、当該部会毎の素案を作成し、起案委員会へ提出する。

(資料の提出等)

第7条 策定委員会、起案委員会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(総合計画の決定)

第8条 基本構想は、八代市総合計画策定審議会(以下次項において「審議会」という。)の諮問を経、かつ、議会の議決を経て、市長が決定する。

- 2 基本計画は、起案委員会が作成した計画案を策定委員会で調整し、審議会の諮問を経て、市長が決定する。

- 3 実施計画は、基本計画に従い、起案委員会が作成した計画案を策定委員会で調整し、市長が決定する。

(庶務)

第9条 策定委員会、起案委員会及び専門部会の庶務は、企画振興部企画調整課で処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年8月1日から施行する。

## 総合計画策定審議会委員候補者

各団体より推薦された者

1	八代工業高等専門学校
2	中九州短期大学
3	崇城大学
4	八代商工会議所
5	八代地域商工会連絡協議会
6	八代地域農業協同組合
7	八代漁業協同組合
8	八代森林組合
9	八代経済開発同友会
10	八代青年会議所
11	八代市医師会代表
12	八代市体育協会
13	八代市文化協会
14	八代市小中学校校長会
15	八代市市政協力員協議会
16	八代市民生委員・児童委員協議会
17	八代市地域婦人会連絡協議会
18	八代市身体障害者福祉協議会
19	八代市老人クラブ連合会
20	地域審議会（八代）
21	地域審議会（坂本）
22	地域審議会（千丁）
23	地域審議会（鏡）
24	地域審議会（東陽）
25	地域審議会（泉）

アドバイザー	国土交通省九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所
アドバイザー	国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所
アドバイザー	熊本県八代地域振興局

総合計画策定スケジュール

